

別表（第3条，第4条，第9条関係）

種目	価格（円）	対象者	性能等	耐用年数 （年）	身 体 障 害 者	身 体 障 害 児	知 的 障 害 者	知 的 障 害 児	精 神 障 害 者	精 神 障 害 児	難 病 患 者 等
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具 特殊寝台	154,000	①身体障害 寝返り，起き上がり及び立ち 上がり が困難で下肢又は体 幹機能障害2級以上で学齢 児以上の者 ②難病患者等 寝返り，起き上がり及び立ち 上がり が困難な状態にある 者	腕，脚等の訓練のできる器 具を付帯し，使用者の頭部 及び脚部の傾斜角度，高さ を調整できる機能を有する もの。	8	○	○					○
訓練用ベッド	159,200	①難病患者等 下肢又は体幹機能に障害の ある者	腕又は脚の訓練ができる器 具を備えたもの。	8							○
特殊マット	19,600	①身体障害	褥瘡の防止又は失禁等によ	5	○	○	○	○			○

		<p>寝返り, 起き上がり及び立ち上がりが困難で常時介護を要する下肢又は体幹機能障害1級の18歳以上の者及び下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上の者</p> <p>②知的障害 重度知的障害で失禁のある者・児</p> <p>③難病患者等 寝返り, 起き上がり及び立ち上がりが困難な状態にある者</p>	<p>る汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。</p>							
特殊尿器	67,000	<p>①身体障害 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上の者</p> <p>②難病患者等 自力で排尿できない者</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので, 障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。</p>	5	○	○				○

体位変換器	15,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上で自力で体位変換がで きないため、介助者の支援 を要する学齢児以上の者 ②難病患者等 寝たきりの状態にある者	空気パッド等を身体の下に 挿入することにより、障害 者の体位を容易に変換でき る機能を有するものであつ て、介助者が容易に使用し 得るもの。	5	○	○						○
訓練イス	33,100	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上の児童であって原則と して3歳以上の者	原則として付属のテーブル をつけるものとする。	5		○						
移動用リフト	159,000	①身体障害 常時介護を要する下肢又は 体幹機能障害2級以上で3 歳以上の者 ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害の ある者	床走行式、固定式又は据置 式であり、かつ、身体を吊 り上げること等により、介 護者が障害者を移動させる にあたって、容易に使用し 得るもの。ただし、天井走 行型その他住宅改修を伴う ものを除く。	4	○	○						○

	入浴担架	82,400	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上で、入浴に介助を要する 3歳以上の者	障害者を担架に乗せたまま リフト装置により入浴させる もの。	5	○	○						
自立 生活 支援 用具	入浴補助用具	90,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害3級 以上で入浴に介助を要する 3歳以上の者 ②難病患者等 入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保 持、浴槽への入水等を補助 でき、障害者又は介助者が 容易に使用し得るもの。た だし、設置にあたり住宅改 修を伴うものを除く。	8	○	○						○
	便器	9,850	①身体障害 下肢又は体幹機能障害2級 以上で学齢児以上の者 ②難病患者等 常時介護を要する者	次のいずれかに該当するも の。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 便座の上に置いて高 さを補うもの (3) 居室での利用が可能 で移動可能なもの	8	○	○						○
	火災警報器	10,000	①身体障害	室内の火災を煙又は熱によ	8	○	○	○	○	○	○		

		<p>単一障害で2級以上の者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害 重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>③精神障害 精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p>	<p>り感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。</p>									
自動消火器	21,000	①身体障害 単一障害で2級以上の者で	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を</p>	8	○	○	○	○	○	○	○	○

		<p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害</p> <p>重度の知的障害児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>③精神障害</p> <p>精神障害1級又は障害支援区分3以上の児・者で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>④難病患者等</p> <p>火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等の</p>	<p>噴射し初期火災を消火し得るもの。</p>								
--	--	--	-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

		みの世帯及びこれに準ずる世帯										
頭部保護帽	レディメイド 1 2, 1 6 0 オーダーメイド 1 5, 2 0 0	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害で頻繁に転倒 する3歳以上の者 ②知的障害 重度の知的障害児・者で、 てんかんの発作等により頻 繁に転倒する者 ③精神障害 精神障害1級又は障害支援 区分3以上の児・者でてん かん等の発作等により頻繁 に転倒する者	スポンジ、革等を主材料に 製作されたヘルメット型の もので、転倒の際に頭部を 保護できる性能を有するも の。	3	○	○	○	○	○	○		
歩行補助つえ (一本杖)	木材 2, 6 1 0 軽金属 3, 4 1 0	①身体障害 下肢又は体幹機能障害のあ る学齢児以上の者 ②難病患者等	障害者が容易に使用し得る もの。ただし、折りたたみ 式を除く。	3	○	○						○

		下肢が不自由な者										
移動支援用具	60,000	①身体障害 平衡機能又は下肢若しくは 体幹機能障害を有し、家庭 内の移動等において介助を 必要とする3歳以上の者 ②難病患者等 下肢が不自由な者	次の性能を有する据置式の 手すり又はスロープ等であ るもの。 ア 障害者の身体機能の状 態を十分ふまえたもので あって、必要な強度と安 全性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり 動作補助、移乗動作の補 助、段差解消等の機能を 有するもの。 ただし、設置にあたり住宅 改修を伴うものを除く。	8	○	○						○
特殊便器	133,000	①身体障害 上肢障害2級以上で排便後 の処理が困難な学齢児以上 の者 ②知的障害	リモコンのボタン操作によ り温水温風を出し得るもの 及び知的障害児・者を介助 している者が容易に使用し 得るもので温水温風を出し	8	○	○	○	○				○

		<p>重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者</p> <p>③難病患者等</p> <p>上肢機能に障害のある者</p>	<p>得るもの。ただし、取替にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>								
電磁調理器	40,000	<p>①身体障害</p> <p>視覚障害2級以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯</p> <p>②知的障害</p> <p>重度の知的障害者のみの世帯、重度の知的障害者を含む知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯</p>	<p>音声ガイド機能、点字による表示が付属し、障害者が容易に使用し得るもの。</p>	6	○	○					
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	7,000	<p>①身体障害</p> <p>視覚障害2級以上で学齢児以上の者</p>	<p>電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長する機能を有するもの。</p>	10	○	○					

聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400	①身体障害 聴覚障害2級以上の者のみ の世帯若しくはこれに準ず る世帯	音, 声音等を視覚, 触覚等 により知覚できるもの。 (サウンドマスター, 聴覚 障害者用目覚まし時計, 聴 覚障害者用屋内信号灯を含 む)	10	○						
視覚障害者用 音声ICタグレ コーダ	62,790	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみ の世帯若しくはこれに準ず る世帯	タグに登録した音声内容を 専用機により読み上げる機 能を有するもの。	5	○						
在宅 療養 等	51,500	①身体障害 腎臓機能障害3級以上で自 己連続携帯式腹膜灌流法 (CAPD)による透析を行って いる3歳以上の者	透析液を加温し, 一定温度 に保つもの。	5	○	○					
支 援 用 具	36,000	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上で 3歳以上の者 ②難病患者等	障害者が容易に使用し得る もの。	5	○	○					○

		呼吸器機能に障害のある者										
電気式たん吸引器	56,400	①身体障害 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害で医師の見書により必要と認められる者(児) ②難病患者等 呼吸器機能に障害のある者	障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	○	○						○
酸素ボンベ運搬車	17,000	①身体障害 医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○	○						
視覚障害者用体温計(音声式)	9,000	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	検温結果を音声により伝える機能を有するもの。	5	○	○						
視覚障害者用体重計	単価入札による価格	①身体障害 視覚障害2級以上の単身者又は視覚障害者のみの世帯若しくはこれに準ずる世帯	計測結果を音声等により伝える機能を有するもの。	5	○							

視覚障害者用 音声血圧計	単価入札による価 格	①身体障害 視覚障害2級以上の者のみ の世帯（これに準ずる世帯 を含む）に属する視覚障害 2級以上で満40歳以上の 者（ただし、一世帯につき 1台のみとする。）	計測結果を音声により伝え る機能を有するもの。	5	○							
動脈血中酸素 飽和度測定器 （パルスオキ シメーター）	157,500	①難病患者等 人工呼吸器の装着が必要な 者	呼吸状態を継続的にモニタ リングすることが可能な機 能を有し、難病患者等が容 易に使用し得るもの。	5								○
情報 ・ 意 思 疎 通 支	携帯用会話補 助装置	98,800	①身体障害 音声機能若しくは言語機能 障害を有する学齢児以上の 者	携帯式で、ことばを音声又 は文章に変換する機能を有 し、障害者が容易に使用し 得るもの。	5	○	○					
	IT機器関連周 辺機器	100,000	①身体障害 上肢障害又は視覚障害3級 以上で当該用具を接続し、 配置できる本体（パーソナ	上肢障害若しくは視覚障害 に対応したIT機器関連周辺 機器及びソフトウェア。た だし、単体で使用できるもの	5	○	○					

援 用 具		ルコンピューター) を所有する学齢児以上の者。	を除く。									
点字プリン タ・点字ディ スプレイ	300,000	①身体障害 視覚障害2級以上又は視覚 及び聴覚の重複障害2級以 上で市長が必要と認める学 齢児以上の者。(単体で使 用できるものは視覚及び聴 覚の重複障害2級以上の者 とする。)	点字プリンタ及び文字等の コンピュータ画面情報を点 字により示すことができる 点字ディスプレイであって、 障害者が容易に使用し得る もの。	5	○							
点字器	標準型 真鍮板製 10,400 プラスチック製 6,600 携帯用 アルミニウム 製 7,200 プラスチック製	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児 以上の者	点字用紙を挟んで固定する 板と点字を打つための定規 及び点筆を組み合わせたも の。	標準型 7 携帯型 5	○	○						

	1,650											
点字タイプライター	63,100	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	点字に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの。	5	○	○						
視覚障害者用ポータブルレコーダー ※録音再生機 又は再生専用機若しくはテープレコーダーと重複しての給付は行わない。	録音再生機（非課税） 85,000 再生専用機（非課税） 35,000 テープレコーダー 23,500	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	[録音再生機] 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。  [再生専用機] 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6	○	○						

			[テープレコーダー] 点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の2倍又は4倍の時間の録音が可能な機能を有するもの。								
視覚障害者用 活字文書読上げ装置	99,800	①身体障害 視覚障害2級以上で学齢児以上の者	活字と同一紙面上に掲載された当該活字をコード化した情報（SPコード）を読みとり、当該活字情報を音声により伝える機能を有するもの。	6	○	○					
視覚障害者用 拡大読書器	198,000	①身体障害 視覚障害で、本装置によらなければ文字等を読むことができない学齢児以上の者	画像入力装置により、拡大された画像又は音声で文字等を読むことができるもの。	8	○	○					
視覚障害者用 時計	触知式 10,300	①身体障害 視覚障害2級以上の者（音	障害者が容易に使用し得るもの。	10	○						

	音声式 13,300	声式は原則として、触知式 時計の使用が困難な者)									
聴覚障害者用 通信装置	52,200	①身体障害 聴覚障害児・者又は音声機 能若しくは言語機能障害を 有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手段とし て必要と認められる学齢児 以上の者の属する世帯	一般の電話機に接続し得る もので、音声の代わりに文 字等による通信が可能な機 器であって、障害者が容易 に使用し得るもの。	5	○	○					
聴覚障害者用 情報受信装置	88,900 (取付工事費等、 機器の設置にあた って派生的に発声 する周辺経費は原 則として自己負担 とする。)	①身体障害 聴覚障害児・者のうち補聴 器等によってはテレビの視 聴が困難な者の属する世帯	映像、字幕及び手話通訳付 き番組並びに災害時の聴覚 障害者向け緊急通報情報等 を受信し、かつ、地上波放 送に字幕及び手話通訳を合 成する機能を有するもの。	6	○	○					
人工喉頭	笛式 5,150 笛式(気管カニユ ーレ付)	①身体障害 音声機能若しくは言語機能 又はそしゃく機能障害を有	[笛式] 呼気によりゴム等 の膜を振動させ、ビニール 等の管を通じて音源を口腔	笛式4 電動式5	○	○					

	8,300 電動式 72,200	し、喉頭摘出等により発音が困難な3歳以上の者で人工喉頭を使用することにより発音が得られる者	内に導き構音化するもの。 〔電動式〕顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（電池又は充電器を含む。）								
福祉電話	レンタル型の契約料及び架設工事費	①身体障害 所得税非課税世帯又は生活保護法第1条の規定に基づき生活保護を受けている世帯であって、かつ、外出困難な2級以上の身体障害者のみの世帯、聴覚又は音声言語機能障害3級以上でコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる障害者のみの世帯、これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世			○						

		帯										
点字図書	点字図書価格から 一般図書の購入価 格相当額を控除し た額	①身体障害 視覚障害者・児で主に情報 の入手を点字によっている 者	点字により作成され，月刊 や週刊等で発行される雑誌 を除いた図書		○	○						
人工内耳用電 池	空気電池（月額・ 税込） 2,000 専用充電池 15,300 専用充電器 25,200	①身体障害 聴覚障害を有し，人工内耳 を装用している者	人工内耳装用者が，人工内 耳用に使用するもの。	専用充電池 3 専用充電器 3	○							
人工内耳用音 声信号処理装 置	300,000	①身体障害児 聴覚障害を有し，人工内耳 を装用している児で医師が 必要と判断した者。（ただ し，医療保険や民間保険が適 用される場合を除く）	障害児が容易に使用し得る もの。	5		○						

排泄管理支援	ストマ用装具	消化器系（月額） 8,900  尿路系（月額）  11,600	①身体障害 内部障害を有し人工肛門若しくは人工膀胱を設けている者・児	ストマ用品であって障害者が容易に使用し得るもの。（ストマ用品とは、収納袋、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものをいう。）		○	○						
	用紙おむつ等 ※特例としてストマ用装具に代えて紙おむつ等を給付する場合に限る。（原則としてストマ用装具と重複しての給付は行わない。）	月額（税込） 12,000	①身体障害 3歳以上であって次のいずれかに該当する者。 （1）治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの。 （2）先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者	次のいずれかのもので障害者が容易に使用し得るもの。 （1）紙おむつ （2）サラシ、ガーゼ、脱脂綿 （3）洗腸装具		○	○						

		<p>で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。</p> <p>(3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害又は乳幼児期以前に発現した脳原性運動機能障害と類似の症状を呈する障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、医師の意見書により必要性があると認められた者。</p>										
収尿器	<p>男性用</p> <p>普通型</p> <p>7,700</p> <p>簡易型</p> <p>5,700</p> <p>女性用</p> <p>普通型</p>	<p>①身体障害</p> <p>常時失禁状態にある排尿機能障害で3歳以上の者</p>	<p>採尿器と収納袋で構成され、尿の逆流防止装置がついているもの。</p>	1	○	○						

		8,500 簡易型 5,900										
排泄予測支援 機器	99,000	①下肢又は体幹機能障害3級以上で、原則として学齢児以上の者 ②膀胱機能障害者であつて、原則として学齢児以上の者 ③ 重度若しくは最重度知的障害者 ④ 上記と同程度で必要と認められる者	膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであつて、排尿の機会を本人又は介護を行う者に通知するもの。	5	○	○	○	○				
居宅生活動作 補助用具 生活 活動	200,000	①身体障害 下肢又は体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもので次に掲げるもの。 (1) 手すりの取り付け		○	○						○

作 補 助 用 具			有する学齢児以上の者であ って障害等級3級以上の者 (ただし、特殊便器への取 替をする場合は上肢障害2 級以上の者) ②難病患者等 下肢又は体幹機能に障害の ある者	(2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の 円滑化等のための通路面 及び床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取 り替え (5) 和式便器から洋式便 器等への便器の取り替え (6) その他前号に付帯し て必要な工事								
-----------------------	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 障害者本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの

イ 障害者本人を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護4以上と認定されているもの

ウ 障害者本人を除く世帯員又は障害者本人いずれかが同一敷地外で別居しているもの

エ 障害者本人が週5日(概ね週40時間)において日中独居となるもの(日中とは午前8時から午後5時までの時間帯をいう。)

オ その他市長が特に必要と認めた世帯

3 複合機能が付帯した福祉用具については、主たる機能が実施要綱に示すものと合致しない場合、日常生活用具給付対象

としないものとする。